

羅臼町財政の健全化判断比率及び資金不足比率（平成22年度決算）

1. 健全化判断比率

下記の4つの比率のいずれかが早期健全化・財政再生基準以上となった場合には、財政健全化計画を作成して財政の早期健全化・再生を図らなければなりません。

- (1) 実質赤字比率…一般会計等の実質赤字額の標準財政規模（臨時財政対策債含む）に対する比率。
- (2) 連結実質赤字比率…公営企業会計を含む全会計における実質赤字額の標準財政規模（臨時財政対策債含む）に対する比率。
- (3) 実質公債費比率…一般会計等が負担する地方債の償還額等の標準財政規模（臨時財政対策債含む）に対する比率。
- (4) 将来負担比率…一般会計等が将来負担するべき債務の標準財政規模（臨時財政対策債含む）に対する比率。

| | 健全化判断比率 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 | 備 考 |
|----------|---------|---------|--------|---------|
| 実質赤字比率 | - | 15.0% | 20.0% | |
| 連結実質赤字比率 | - | 20.0% | 35.0% | 黒字 8.2% |
| 実質公債費比率 | 12.9% | 25.0% | 35.0% | |
| 将来負担比率 | 83.8% | 350.0% | | |

2. 資金不足比率

各公営企業会計ごとの資金不足額の事業規模に対する比率です。この比率が経営健全化基準の20%以上となった場合には、経営健全化計画を定める必要があります。

| | 資金不足比率 | 経営健全化基準 | 資金不足額 | 備 考 |
|--------|--------|---------|-------|---------|
| 水道事業会計 | - | 20.0% | | 黒字 4.5% |